

津市公告第44号

津市学校屋内運動場空調設備設置に係る賃貸借について、別紙のとおり公募型プロポーザルを実施するので、公告します。

令和8年4月6日

津市長 前 葉 泰 幸

## 1 業務概要

## (1) 件名

津市学校屋内運動場空調設備設置に係る賃貸借（北エリア）

津市学校屋内運動場空調設備設置に係る賃貸借（南エリア）

## (2) 契約期間

## ア 準備期間（設置期間）

契約締結日から令和9年8月31日まで

## イ 賃貸借期間

令和9年9月1日から令和14年8月31日まで（60か月）

## (3) 提案上限額（消費税及び地方消費税を含まない金額）

賃貸借（北エリア）（単位：千円）

学校屋内運動場空調設備賃貸借料（月額）	総額（60か月）
16,981	1,018,860

賃貸借（南エリア）（単位：千円）

学校屋内運動場空調設備賃貸借料（月額）	総額（60か月）
19,817	1,189,020

## 2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、以下の参加資格要件の全てを満たす事業者とする。

## (1) 津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第7条に規定する津市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。登載されていない場合にあつては、以下の書類を提出し確認を受けていること。

ア 法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

イ 商号登記をしている個人にあつては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）

ウ 商号登記をしていない個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書

エ 印鑑（登録）証明書

オ 法人にあつては、本社、委任先となる営業所等の所在地における市区町村税について、申請日において未納の徴収金がないことを証明する書類

委任先となる営業所等にてプロポーザルに参加を行う場合は、営業所等及び本社における未納の徴収金がないことを証明する書類

カ 個人にあつては、事業所等の所在地における市区町村税について、申請日において未納の徴収金がないことを証明する書類

キ 法人にあつては、法人税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書

ク 個人にあつては、所得税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する一般競争入札の参加者の資格を有していること。

(3) 本公告から契約締結までの間において、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止を受けている者でないこと。

(4) 入札参加資格審査の申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

(5) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、

会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。

ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

- (7) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でないこと。

### 3 本プロポーザルの日程

本プロポーザルは、以下の日程で行う。

公告	令和8年4月6日（月）
実施要領等の配付	令和8年4月6日（月）から 令和8年5月15日（金）午後4時まで
現地調査	令和8年4月6日（月）から 令和8年5月15日（金）午後4時まで
質問書の受付	令和8年4月6日（月）から 令和8年5月7日（木）午後4時まで
質問の回答期限	令和8年5月13日（水）午後4時まで
参加表明書、宣誓書及び空調機器仕様書等の提出期限	令和8年5月15日（金）午後4時まで
参加資格要件及び空調機器仕様書の審査結果の通知	令和8年5月20日（水）午後4時まで
企画提案書提出期限	令和8年5月29日（金）午後4時まで
審査（企画提案書に基づくプレゼンテーション及び質疑応答）	令和8年6月5日（金）（予定）
審査結果通知	令和8年6月12日（金）まで

### 4 実施要領等の配布

実施要領等は、津市ホームページ内の本プロポーザル記事内からダウンロードすること。

## 5 契約の相手方の最優先候補者の選定について

津市学校屋内運動場空調設備設置に係る賃貸借プロポーザル方式審査委員会において、提案書に基づく提案説明を受け、提案内容等を公正かつ客観的に評価し、最も優れた企画提案を行った者を契約の相手方となる最優先候補者（以下「最優先候補者」という。）として選考する。

## 6 契約の締結について

審査の結果、最優先候補者と選定された提案者と、提案された内容を踏まえた上で契約に関する協議を行い、協議後の仕様内容に基づいた見積を徴取し、契約の締結を行う。

なお、最優先候補者と協議が整わない場合、最優先候補者に次いで高い評価点を得た提案者と契約に向けての協議を行うこととする。

## 7 その他

本プロポーザルに関する詳細は、「津市学校屋内運動場空調設備設置に係る賃貸借プロポーザル実施要領」による。

### 【問合せ先】

津市教育委員会事務局

教育総務部教育施設課

電話 059-229-3242

FAX 059-229-3332